同志社大学キャンパス・ハラスメント防止対応　フロー図

2025．4

※「同志社大学ｷｬﾝﾊﾟｽ･ﾊﾗｽﾒﾝﾄ防止に関する内規」
第９条（相談の受付）
２　相談は、当事者によるものとするが、正当な理由のある場合に限り、当事者以外の関係者によるものであっても受け付ける。

当事者または当事者以外の関係者※からの訴え

相　談　員

「当事者（以下「相談者」という。）または当事者以外の関係者※」 ヒヤリング

報告書

相談者が希望する場合、内容に関係なく、報告書を提出する

通　知

キャンパス・ハラスメント防止委員会
（以下「防止委員会」という。）

幹事会

事実調査に基づく救済措置が妥当と考える場合

相談事案の取扱い

対象者への通告が妥当と考える場合

防止委員会での取扱いが妥当と考える場合

対象者の所属 or 防止委員会

対象者の所属での取扱いが妥当と考える場合

相談者の意向

防止委員会での取扱いを希望する場合

相談者の意向

注）常置委員会

設置が不要の場合

調査委員会設置の要否の判断

調査委員会

「相談者」 事情聴取

「対象者」 事情聴取

必要に応じて

「周辺」 事情聴取

注）非常置委員会

報告書

事実関係の認定およびCH※2の有無の判断

※2･･･「キャンパス・ハラスメント」の略

弁護士

不服申立て

通　知

ハラスメントの認定について通知する

相談者・対象者・行為者

差し戻し

報告書

事例の重大性に関わり無く、学長に報告する

通　知

環境改善の要請

報　告

対応の結果

対象者の所属長

通　知

警告

異議申立て（14日以内）

対象者

学　長

※「同志社大学ｷｬﾝﾊﾟｽ･ﾊﾗｽﾒﾝﾄ防止に関する内規」
第２４条（大学の措置）
１　学長は、第12条第３項及び第５項に定める報告を受け、必要な措置を講じるものとする。